

## 動物の愛護及び管理に関する法律規則の一部を改正する省令等の概要（夜間展示規制関係）

動物取扱業者が夜間（午後8時から午前8時までの間とする。以下同じ。）の犬及びねこの展示を禁止する等の措置を講じるもの。

追加する遵守基準は以下の通り。

- ① 販売業者、貸出業者、展示業者は、犬及びねこの夜間の展示を行わないこと（施行規則第8条第4号）。
- ② 販売業者、貸出業者、展示業者は、夜間に営業を行う場合には、犬及びねこの飼養施設を他の場所と区分する等、顧客又は見学者等が当該施設内に立ち入らないようにすること（施行規則第3条第2項第9号）。
- ③ 販売業者、貸出業者、展示業者は、夜間、顧客等に犬及びねこを接触させ、譲り渡し若しくは引き渡さないようにすること（細目第5条第5号イ）。
- ④ 犬又はねこを長時間連続して展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること（細目第5条第1号ル）。
- ⑤ 販売業者が、夜間に犬及びねこ以外の動物を展示する場合であっても、展示施設内の明るさを抑制する等その飼養環境に配慮すること（細目第5条第1号ト）。

さらに、動物取扱業の登録等の申請事項に以下を追加する。

- ① 登録（登録の更新を含む。）に当たっては、営業時間を明記すること（施行規則第2条第4項第5号）。
- ② 営業時間の変更をする場合（その変更に係る部分の営業時間が夜間に含まれる場合に限る。）、変更の届出を提出すること（施行規則第5条第4項第6号）。

### 3. 施行期日

平成24年6月1日

○環境省令第一号

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第八号）の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十日

環境大臣 細野 豪志

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号リ中「餌<sup>えさ</sup>」を「餌」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

五 営業時間

第三条第一項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「及び貸出業（動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者」を削り、「第八条第一号から第七号まで」を「第八条第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第九号」に改め、同号の次に次の

一号を加える。

三 貸出業（動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第二号、第七号及び第九号に定める内容に適合していること。

第三条第二項に次の一号を加える。

九 犬又はねこの飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業（動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者であつて夜間に営業しようとする者に限る。）。

第五条第四項に次の一号を加える。

六 営業時間の変更であつて、その変更に係る部分の営業時間が、夜間に含まれないもの  
第八条中第八号を第十号とし、同条第七号中「第四号」を「第五号」に、「第六号」を「第七号」に改め、同号に後段として次のように加える。

競りあつせん業者にあつては、実施した競りにおいて売買された動物について、第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認に係る文書の写しを、販売業者から受け取るとともに、当該写しに係る販売業者及び顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。

第八条中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 競りあつせん業者（登録を受けて動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うことを業として営む者をいう。以下同じ。）にあつては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により第五号に掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。

第八条中第五号を第六号とし、同条第四号ホ中「給餌」を「給餌」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）にあつては、犬又はねこの展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。

第九条第一号中「第三条第一項第四号イからハまで」を「第三条第一項第五号イからハまで」に改める。

別表保管（飼養施設を有して営む者）の項中「及び展示」を「、展示及び動物を譲り受けてその飼養を行

うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）に改め、同表展示の項の次に次のように加える。

<p>動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと</p>	<p>販売及び動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと</p>
<p>動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合</p>	<p>販売（飼養施設を有して営む者に限る。）、保管（飼養施設を有して営む者に限る。）、貸出し、訓練（飼養施設を有して営む者に限る。）、展示及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）</p>

に限る。)

様式第一を次のように改める。

様式第1 (第2条第1項関係)

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長

申請者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 〒  
電話番号

動物取扱業登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり動物取扱業の登録の申請をします。

記

1 事業所の名称				
2 事業所の所在地		電話番号		
3 動物取扱責任者		(1)氏名		
		(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験 ( 年、経験場所： ) <input type="checkbox"/> 教 育 (教育機関等： ) <input type="checkbox"/> 資 格 (団体等： )	
4 動物取扱業の種別		<input type="checkbox"/> 販売 / <input type="checkbox"/> 保管 / <input type="checkbox"/> 貸出し / <input type="checkbox"/> 訓練 / <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (飼養施設の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 )		
5 業務内容及び実施の方法	(1)業務の具体的内容			
	(2)実施の方法	別記のとおり (販売及び貸出しの場合に限る。)		
6 主として取り扱う動物の種類及び数	(1)哺乳類			
	(2)鳥 類			
	(3)爬虫類			
7 飼養施設 (施設を有する場合)	(1)所 在 地			
	(2)構 造	①建築構造	<input type="checkbox"/> 木造 / <input type="checkbox"/> 木造モルタル造 / <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 / <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 / <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
		②延床面積	m <sup>2</sup>	
		③敷地面積	m <sup>2</sup>	
	(4)材 質	床 面		
		壁 面		
	(5)設備の種類	<input type="checkbox"/> ケージ等 ( 個 ) <input type="checkbox"/> 照明設備 / <input type="checkbox"/> 給水設備 / <input type="checkbox"/> 排水設備 / <input type="checkbox"/> 洗浄設備 / <input type="checkbox"/> 消毒設備 / <input type="checkbox"/> 廃棄物の集積設備 / <input type="checkbox"/> 動物の死体の一時保管場所 / <input type="checkbox"/> 餌の保管設備 / <input type="checkbox"/> 清掃設備 / <input type="checkbox"/> 空調設備 / <input type="checkbox"/> 遮光等の設備 / <input type="checkbox"/> 訓練場		
(3)管理の方法				

8 営業の開始年月日	年 月 日 (これまでの営業年数： 年)	
9 権原の有無	①事業所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	②飼養施設	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員（事業所の外で業務を行う場合）	(1)氏名	
	(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験（ 年、経験場所： ） <input type="checkbox"/> 教育（教育機関等： ） <input type="checkbox"/> 資格（団体等： ）
11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	(1)氏名	
	(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験（ 年、経験場所： ） <input type="checkbox"/> 教育（教育機関等： ） <input type="checkbox"/> 資格（団体等： ）
12 営業時間	時から 時までの間	
13 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 申請者が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所／ <input type="checkbox"/> その他（ ）	
14 備考		

備考

- 1 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。
- 2 「5(1)業務の具体的な内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について本様式別記により明らかにした書類を添付すること。
- 3 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の種類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 4 「7(2)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 5 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 6 「9 権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9②飼養施設」の欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
- 7 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。
- 8 「14 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
  - (1) 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
  - (2) 動物の愛護及び管理に関する法律又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴がある場合、又は同法に基づき動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
  - (3) 事業所に配置される職員の最低数
  - (4) 申請の際、事業所又は飼養施設が完成していない場合は、その竣工予定日
  - (5) この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- 9 この様式による登録の申請は、動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
- 10 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第三を次のように改める。

様式第3（第2条第7項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長

申請者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 〒  
電話番号

動物取扱業登録証再交付申請書

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第6項の規定に基づき、下記のとおり動物取扱業登録証の再交付を申請します。

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	電話番号
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 動物取扱業の種別	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他 ( )
6 再交付を申請する理由	<input type="checkbox"/> 登録証の亡失 <input type="checkbox"/> 登録証の滅失 <input type="checkbox"/> 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の届出による記載事項の変更 (届出日 年 月 日)
7 備考	

備考

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の変更の届出による記載事項の変更に該当する場合は、「6 再交付を申請する理由」欄に当該届出日を記入すること。
- 2 この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 3 この申請書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第四を次のように改める。

様式第4 (第4条第1項関係)

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長

申請者 氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 〒  
電話番号

動物取扱業登録更新申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり動物取扱業の登録の更新の申請をします。

記

1 事業所の名称			
2 事業所の所在地		電話番号	
3 動物取扱責任者		(1)氏名	
		(2)要件 <input type="checkbox"/> 実務経験 ( 年、経験場所： ) <input type="checkbox"/> 教 育 (教育機関等： ) <input type="checkbox"/> 資 格 (団体等： )	
4 動物取扱業の種別		<input type="checkbox"/> 販売 / <input type="checkbox"/> 保管 / <input type="checkbox"/> 貸出し / <input type="checkbox"/> 訓練 / <input type="checkbox"/> 展示 / <input type="checkbox"/> その他 ( ) (飼養施設の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 )	
5 業務 の内容 及び実 施の方 法	(1)業務の具 体的内容		
	(2)実 施 の 方 法	別記のとおり (販売及び貸出しの場合に限る。)	
6 主とし て取り扱 う動物の 種類及び 数	(1)哺乳類		
	(2)鳥 類		
	(3)爬虫類		
7 飼養施設 (施設を有する 場合)	(1)所 在 地		
	(2)構 造 及 び 材 質	①建 築 構 造	<input type="checkbox"/> 木造 / <input type="checkbox"/> 木造モルタル造 / <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 / <input type="checkbox"/> 鉄 筋コンクリート造 / <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ( )
		②延 床 面 積	m <sup>2</sup>
		③敷 地 面 積	m <sup>2</sup>
		④ 床 面 壁 面	
	⑤設備の種類	<input type="checkbox"/> ケージ等 ( 個 ) <input type="checkbox"/> 照明設備 / <input type="checkbox"/> 給水設備 / <input type="checkbox"/> 排水設備 / <input type="checkbox"/> 洗浄設備 / <input type="checkbox"/> 消毒設 備 / <input type="checkbox"/> 廃棄物の集積設備 / <input type="checkbox"/> 動物の死体の一時保管場所 / <input type="checkbox"/> 餌 の保管設備 / <input type="checkbox"/> 清掃設備 / <input type="checkbox"/> 空調設備 / <input type="checkbox"/> 遮光等の設備 / <input type="checkbox"/> 訓 練場	
	(3)管 理 の 方 法		

8 営業の開始年月日	年 月 日 (これまでの営業年数： 年)	
9 権原の有無	①事業所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	②飼養施設	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員(事業所の外で業務を行う場合)	(1)氏名	
	(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験( 年、経験場所： ) <input type="checkbox"/> 教育(教育機関等： ) <input type="checkbox"/> 資格(団体等： )
11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	(1)氏名	
	(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験( 年、経験場所： ) <input type="checkbox"/> 教育(教育機関等： ) <input type="checkbox"/> 資格(団体等： )
12 営業時間	時から 時までの間	
13 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 / <input type="checkbox"/> 申請者が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類 / <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類 / <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法 / <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図 / <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図 / <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所 / <input type="checkbox"/> その他( )	
14 登録番号及び登録年月日	年 月 日	
15 備考		

備考

- 1 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容(教育機関及び専攻コースの名称、資格名等)を記入すること。
- 2 「5(1)業務の具体的な内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について様式第1別記により明らかにした書類を添付すること。
- 3 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類(種名)をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 4 「7(2)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等の該当欄にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 5 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 6 「9 権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9②飼養施設」の欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
- 7 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容(教育機関及び専攻コースの名称、資格名等)を記入し、必要に応じて成績証明書を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。
- 8 「13 添付書類」欄には、添付する書類にチェックをすること。なお、新規登録申請時から変更がないもの及び動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項及び第2項に基づく変更の届出を既に行っている事項に係る添付書類については、省略することができる。
- 9 「15 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
  - (1) 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
  - (2) 動物の愛護及び管理に関する法律又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴がある場合、又は同法に基づき動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
  - (3) 事業所に配置される職員の最低数
  - (4) この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- 10 この様式による登録の申請は、動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
- 11 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第五を次のように改める。

様式第5（第5条第1項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長

届出者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 〒  
電話番号

業務内容・実施方法変更届出書

動物取扱業の業務の内容及び実施の方法を変更するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	事業所の名称	
2	事業所の所在地	
3	登録年月日	年 月 日
4	登録番号	
5	動物取扱業の種別	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他（                      ）
6	変更内容	(1)変更前
		(2)変更後
7	変更予定年月日	年 月 日
8	変更理由	
9	備考	

備考

- 1 業務の実施方法を変更する場合は、様式第1別記により業務の実施の方法を明らかにした書類を添付すること。
- 2 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「9 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 3 この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第七を次のように改める。

様式第7 (第5条第3項関係)

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

動物取扱業変更届出書

氏名・名称・住所・代表者氏名  
事業所の名称・所在地  
動物取扱責任者の氏名  
主として取り扱う動物の種類及び数  
飼養施設の所在地・構造及び規模  
役員の氏名・住所  
事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員  
営業時間

を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録年月日	年 月 日
2 登録番号	
3 動物取扱業の種類別	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他 ( )
4 変更内容	(1)変更前
	(2)変更後
5 変更年月日	年 月 日
6 変更理由	
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書/ <input type="checkbox"/> 役員が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図/ <input type="checkbox"/> その他 ( )
8 備考	

備考

- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十四年六月一日）から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

◎動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録の申請等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図（飼養施設を設置し、又は設置しようとする者に限る。）</p> <p>イ～チ（略）</p> <p>リ 餌の保管設備</p> <p>ヌ～ワ（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 営業時間</p> <p>5～9（略）</p> <p>（登録の基準）</p>	<p>（登録の申請等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図（飼養施設を設置し、又は設置しようとする者に限る。）</p> <p>イ～チ（略）</p> <p>リ 餌の保管設備</p> <p>ヌ～ワ（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>5～9（略）</p> <p>（登録の基準）</p>

第三条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第九号に定める内容に適合していること。

三 貸出業（動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。）

を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第二号、第七号及び第九号に定める内容に適合していること。

四〇七 (略)

2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。

一〇八 (略)

九 犬又はねこの飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていることと（販売業、貸出業又は展示業（動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者であつて夜間に営業しようとする者に限る。）。

第二条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者及び貸出業（動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第一号から第七号までに定める内容に適合していること。

三〇六 (略)

2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。

一〇八 (略)

(変更の届出)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 法第十四条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

六 営業時間の変更であつて、その変更に係る部分の営業時間が、夜間に含まれないもの

(遵守基準)

第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 販売業者、貸出業者及び展示業者(登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。)にあつては、犬又はねこの展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。

五 販売業者にあつては、販売しようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たつて、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を顧客に対して文書(電磁的記録を含む。)を公布して説明するとともに、当該文書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わせること。ただし、動物取扱業者

(変更の届出)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 法第十四条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(遵守基準)

第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 販売業者にあつては、販売しようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たつて、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を顧客に対して文書(電磁的記録を含む。)を公布して説明するとともに、当該文書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わせること。ただし、動物取扱業者

を相手方として販売する場合にあっては、ロからヌまでに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

イ〜ニ (略)

ホ 適切な給餌及び給水の方法

へ〜ソ (略)

六・七 (略)

八 競りあつせん業者（登録を受けて動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うことを業として営む者をいう。以下同じ。）にあっては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により第五号に掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。

九 第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認並びに第七号に掲げる貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況について、様式十一により記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。競りあつせん業者にあっては、実施した競りにおいて売買された動物について、第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認に係る文書の写しを、販売業者から受け取るとともに、当該写しに係る販売業者及び顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。

十 (略)

(動物取扱責任者の選任)

第九条 法第二十二條第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす

を相手方として販売する場合にあっては、ロからヌまでに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

イ〜ニ (略)

ホ 適切な給餌及び給水の方法

へ〜ソ (略)

五・六 (略)

七 第四号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認並びに第六号に掲げる貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況について、様式十一により記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

八 (略)

(動物取扱責任者の選任)

第九条 法第二十二條第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす

職員のうちから選任するものとする。

一 第三条第一項第五号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当すること。

二 (略)

別表(第三条第一項関係)

動物取扱業の種別	実務経験があることと認められる関連種別
販売(飼養施設を有して営む者)	(略)
販売(飼養施設を有さずに営む者)	(略)
保管(飼養施設を有して営む者に限る。)、保管(飼養施設を有して営む者に限る。)、貸出し、訓練(飼養施設を有して営む者に限る。)、展示及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと(当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。)	(略)
貸出し(展示)	(略)

職員のうちから選任するものとする。

一 第三条第一項第四号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当すること。

二 (略)

別表(第三条第一項関係)

動物取扱業の種別	実務経験があることと認められる関連種別
販売(飼養施設を有して営む者)	(略)
販売(飼養施設を有さずに営む者)	(略)
保管(飼養施設を有して営む者に限る。)、保管(飼養施設を有して営む者に限る。)、貸出し、訓練(飼養施設を有して営む者に限る。)、及び展示	(略)
貸出し(展示)	(略)

<p>動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと</p>	<p>販売及び動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと</p>
<p>動物を譲り受けてその飼養を行うこと</p>	<p>販売（飼養施設を有して営むものに限る。）、保管（飼養施設を有して営むものに限る。）、貸出し、訓練（飼養施設を有して営むものに限る。）、展示及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）</p>
<p>当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）</p>	<p>は一部を負担する場合に限る。）</p>

様式第一 (略)

様式第三 (略)

様式第四 (略)

<p>様式第一 (略)</p>	
<p>様式第三 (略)</p>	
<p>様式第四 (略)</p>	

様式第五  
(略)

様式第七  
(略)

様式第五  
(略)

様式第七  
(略)

○環境省告示第四号

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第八号）の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第八条第八号の規定に基づき、動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件を次のように定め、平成二十四年六月一日から適用する。

平成二十四年一月二十日

環境大臣 細野 豪志

動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件

動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成十八年一月環境省告示第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「給餌<sup>じ</sup>」を「給餌」に改める。

第五条第一号へに後段として次のように加える。

競りあつせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

第五条第一号トに後段として次のように加える。

特に、販売業者が、夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に犬及びねこ

外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

第五条第一号チ中「餌」を「餌」に改め、同号中レをソとし、ルからタまでをヲからレまでとし、同号又の後段として次のように加える。

特に、長時間連続して犬又はねこの展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。

第五条第一号中ヌをルとし、同号リの次に次のように加える。

ヌ 販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又はねこの飼養施設内に立ち入ること等により、犬又はねこの休息が妨げられることがないようにすること。

第五条第二号イ中「契約の相手方」を「契約の相手方等」に改め、後段として次のように加える。

競りあつせん業者が、競りの実施に当たつて、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。

第五条第五号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又はねこを顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

第六条第四号中「販売」の下に「、競り」を加え、同条に次の一号を加える。

六 競りあつせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。

動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件 新旧対照条文

◎動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成十八年一月環境省告示第二十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設備の管理）</p> <p>第四条 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 ケージ等に給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>二 六（略）</p> <p>（動物の管理）</p> <p>第五条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ ホ</p> <p>へ 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養又は保管する動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管することが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に保管すること。競りあつせん業者が、競りの実施に当たつて、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>（設備の管理）</p> <p>第四条 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 ケージ等に給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>二 六（略）</p> <p>（動物の管理）</p> <p>第五条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>へ 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養又は保管する動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管することが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に保管すること。</p>

ト 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管する環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に犬及びねこ以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

チ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。

リ (略)

ヌ 販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又はねこの飼養施設内に立ち入ること等により、犬又はねこの休息が妨げられることがないようにすること。

ル 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又はねこの展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。

ヲ (略)

二 飼養施設等における動物の疾病に係る措置は、次に掲げるような方法により行うこと。

イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健

ト 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管する環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。

チ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。

リ (略)

ヌ 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において、展示を行わない時間を設けること。

ル (略)

二 飼養施設等における動物の疾病にかかる措置は次に掲げるような方法により行うこと。

イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健

康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物に接触させないようにすること。競りあつせん業者が、競りの実施に当たつて、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。

ロ、ホ (略)

三・四 (略)

五 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又はねこを顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

ロ (略)

ハ (略)

六 (略)

(その他遵守すべき事項)

第六条 第二条から前条までに掲げるもののほか、動物取扱業は、次に掲げるところにより行うものとする。

一、三 (略)

四 動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

康であることを目視又は導入に係る契約の相手方からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物に接触させないようにすること。

ロ、ホ (略)

三・四 (略)

五 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又はねこを顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

ロ (略)

ハ (略)

六 (略)

(その他遵守すべき事項)

第六条 第二条から前条までに掲げるもののほか、動物取扱業は、次に掲げるところにより行うものとする。

一、三 (略)

四 動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

五  
(略)

六 競りあつせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。

五  
(略)